

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

高知県南国市長

公表日

令和6年12月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当または特例給付の受給資格及びその額の認定請求に係る事務、額の改定請求に係る事務、未払いの児童手当または特例給付に係る事務及び届出に係る事務など ※申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、児童手当システムに取り込む場合を含む。 特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ・児童手当または特例給付の認定請求、額改定請求に係る事務 ・未払いの児童手当または特例給付に係る事務
③システムの名称	児童手当システム 住民基本台帳システム 個人住民税システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表 第81項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106,107の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 子育て支援課 TEL 088-880-6562
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 子育て支援課 TEL 088-880-6562
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。住基システムへの入力に当たっては、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。住基システムへの入力に当たっては、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 福祉事務所 ②所属長 所長 中村 俊一	①部署 子育て支援課 ②所属長 課長 田内 理香	事後	条例施行後
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	〒783-8501 高知県南国市大楠甲2301番地 南国市役所 福祉事務所 TEL 088-880-6566	〒783-8501 高知県南国市大楠甲2301番地 南国市役所 子育て支援課 TEL 088-880-6562	事後	条例施行後
平成29年4月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 平成28年1月1日時点	いつ時点の計測か 平成29年4月3日時点	事後	計測時点の更新
平成29年4月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 平成28年1月1日時点	いつ時点の計測か 平成29年4月3日時点	事後	計測時点の更新
平成29年6月20日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26, 30, 87項 (別表第二における情報照会の根拠) 74, 75項	番号法第19条第7号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26, 30, 87項 (別表第二における情報照会の根拠) 74, 75項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報照会の根拠) 第40条 (情報提供の根拠) 第19,44条	事後	主務省令の追記
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 平成29年4月3日時点	いつ時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 平成29年4月3日時点	いつ時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 子育て支援課 ②所属長 課長 田内 理香	①部署 子育て支援課 ②所属長 課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつ時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつ時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	IV リスク対策		(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26, 30, 87項 (別表第二における情報照会の根拠) 74, 75項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報照会の根拠) 第40条 (情報提供の根拠) 第19.44条	番号法第19条第8号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26, 30, 87項 (別表第二における情報照会の根拠) 74, 75項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報照会の根拠) 第40条 (情報提供の根拠) 第19.44条	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年3月24日	I 関連情報 ②事務の概要	児童手当に基づく児童手当または特例給付の受給資格及びその額の認定請求に係る事務、額の改定請求に係る事務、未払いの児童手当または特例給付に係る事務及び届出に係る事務など 特定個人情報には以下の事務で取り扱う。 ・児童手当または特例給付の認定請求、額改定請求に係る事務 ・未払いの児童手当または特例給付に係る事務	児童手当法に基づく児童手当または特例給付の受給資格及びその額の認定請求に係る事務、額の改定請求に係る事務、未払いの児童手当または特例給付に係る事務及び届出に係る事務など ※申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、児童手当システムに取り込む場合を含む。 特定個人情報には以下の事務で取り扱う。 ・児童手当または特例給付の認定請求、額改定請求に係る事務 ・未払いの児童手当または特例給付に係る事務	事後	ぴったりサービスによる電子申請の実施に伴う変更
令和5年3月24日	I 関連情報 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能 申請管理システム追加	事後	ぴったりサービスによる電子申請の実施に伴う変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年10月1日	3.個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 第56項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	番号法第9条 別表 第81項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	法改正後
令和6年10月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26, 30, 87項 (別表第二における情報照会の根拠) 74, 75項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報照会の根拠) 第40条 (情報提供の根拠) 第19,44条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106,107の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,125、141、161の項	事後	法改正後
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規)	事後	新規項目追加
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規)	事後	新規項目追加